

(10) 学校（教職員）及び調理場（学校給食関係者）の役割

	学校（教職員）	調理場（学校給食関係者）
① 体制づくり	<p>【対応委員会の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギー対応について検討する組織を設置し、学校全体で取り組む。 <p>【基本方針の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会の方針に基づき、学校の基本方針を策定する。 <p>【個別の取組プラン（案）の作成・面談の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者から提出された「学校生活管理指導表」に基づき、「個別の取組プラン（案）」を作成し、面談を行う。 <p>【対応実施の決定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面談で得られた情報をまとめ、アレルギー対応委員会等を開催し、個別の取組プランを検討・決定する。 ・個別の取組プランについて、保護者の了解を得る。 ※学校長、担任、保護者が押印 	<p>【調理場における対応の実施の決定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面談で得られた情報やその他の資料に基づき、調理場における対応方法を検討し、学校長が調理場における対応の実施を決定する。
	<p>【食物アレルギー対応を行う児童生徒等の情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の取組プランについて、学校及び調理場において共通理解を図る。 ・学校及び調理場において、食物アレルギー対応を行う児童生徒等の情報を共有する方法や掲示場所等を事前に決定する。 	
		<p>【調理器具、食材の管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギー対応に使用する調理器具、食材等の管理についてルールを定め、原因食物の混入を防ぐ。 <p>【調理担当者・調理作業の区別化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギー対応食担当者を区別化することで、作業の単純化、引継ぎによるエラーを防ぐ。また、対応食を調理する作業を区別化する。 <p>【確認作業の方法、タイミング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認作業の方法（確認者、ダブルチェック、声出し指差し確認など）やタイミングを決め、確認するためのチェック表を作成する。

	学校（教職員）	調理場（学校給食関係者）
② 献立作成		<p>【安全性の確保を目的とした学校給食の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原因食物を使用しない調理方法を工夫する。 ・1回の給食で複数の料理に同じ原因食物を使用しない工夫をする。 ・原因食物が料理に使用されていることが明確な料理名にする。 ・特に重篤度の高い原因食物〔そば、落花生（ピーナッツ）〕は、極力使用しない。
③ 調理作業	<p>【実施献立の共有】</p> <p>決定した献立をもとに「学校給食における食物アレルギー対応予定献立表」を作成し、保護者及び児童生徒等に事前に確認してもらうとともに、学校・調理場の全教職員で共有する。</p>	<p>【検収】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の検収担当者により、納品された食材が発注した食材であるか確実に検収する。 ・加工食品等は業者から取り寄せた詳細な原料配合表と同じ食品か確認する。 ・食物アレルギー対応用食材は、他の食材と区別して保管する。 <p>【調理作業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に、食物アレルギー対応作業を明記した調理指示書、作業工程表、作業動線図を作成し、栄養教諭・学校栄養職員と調理にかかわる全員で綿密な打ち合わせを行う。 ・食物アレルギー対応食担当者は、専用エプロンを着用するなど区別化をして作業を行う。 ・原因食物の混入を防ぐため、区画された部屋や専用スペースにおいて調理をする等、コンタミネーションに留意する。 ・調理指示書等をもとに誤調理がないか複数の調理員等でダブルチェック、声出し指差し等での確認を徹底する。 ・担当者は「食物アレルギー対応カード」に署名する。 ・普通食と同様、温度管理、保存食の採取、検食（代替食の場合）を行う。



	学校（教職員）	調理場（学校給食関係者）
④ 配膳	<p>【受け取り（受配校）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任等は、「学校給食における食物アレルギー対応予定献立表」及び「食物アレルギー対応カード」で間違いなく対応食を受け取ったかを確認し、カードに署名する。 	<p>【調理済みの食品管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除去食、代替食は、個別の食器等に配食し、学年・組・児童生徒等名・献立名等を記入した「食物アレルギー対応カード」と共に置く。
⑤ 給食の時間	<p>【献立内容の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任等は、「学校給食における食物アレルギー対応予定献立表」及び「食物アレルギー対応カード」で内容を確認後、対象児童生徒等に配膳する。 <p>【配膳時の注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象児童生徒等が給食当番を行う際には、個別の取組プランに基づき、役割分担を行う。 <p>【おかわりを含む喫食時の注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おかわりは事故予防の観点から、対象児童生徒等の実態や学校の体制に応じた慎重な対応を行う。対応方法については事前に個別の取組プランに定めておく。 ・担任等は、献立表等により対象児童生徒等の除去食、代替食の内容を確認し、原因食物が含まれていないことを必ず確認する。 ・教職員は、給食開始から給食終了後も対象児童生徒等の様子を観察し、症状の早期発見に努める。 	
⑥ 後片付け	<p>【片づけ時の注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食器返却時にも対象児童生徒等が原因食物に触れることがないように注意する。 	<p>【調理器具等の管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理器具や食器等に原因食物が残らないよう十分な洗浄・消毒を行う。
⑦ 評価・見直し	<p>【事故及びヒヤリハットの情報共有と改善策の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校や調理場で起きた事故及びヒヤリハット事例は、高知県教育委員会に報告し、アレルギー対応委員会で定期的に対応の評価、検討を行う。 	

4 緊急時の対応

研修会・訓練等の実施、体制の整備

学校においてアレルギー対応を行うためには、学校の方針に基づき、全教職員の共通理解のもとに進める必要がある。また、緊急時に全教職員が適切な対応ができるように、役割を明確にし、全教職員がそれを理解し習熟しておかなければならない。学校は、そのための方策（研修やシミュレーション）を考え実践し、様々なケースにおいて全教職員が対応できるようにしておく。

(1) 効果的な校内研修

- ① 校内研修は定期化し、年度始めには、必ず全教職員の共通理解を図る。
給食開始までに行う（少なくとも年1回は実施）。
- ② 全教職員が参加し、アレルギー疾患やアナフィラキシーについて正しい知識を持ち、エピペン®を正しく扱えるよう実践的な研修を実施する。
- ③ 「学校におけるアレルギー疾患対応資料（DVD）」（平成27年3月文部科学省）、エピペン®練習用トレーナー等を活用し、実際の場面を想定した実践的な研修を実施する。
- ④ 学校医や主治医、消防機関とも連携を図りながら進める。
- ⑤ 誤食、誤配があったときや児童生徒等の状態が変わったとき、ヒヤリハット事例が起こったときは、必ず報告し、全教職員で共通理解を図る。
- ⑥ 宿泊行事、校外行事の前など、必要に応じて研修を行う。

「エピペン®」携帯者がいる場合

保管場所や使用手順、使用するタイミング等（啓発用リーフレット、エピペン®練習用トレーナー等を活用した研修）の確認

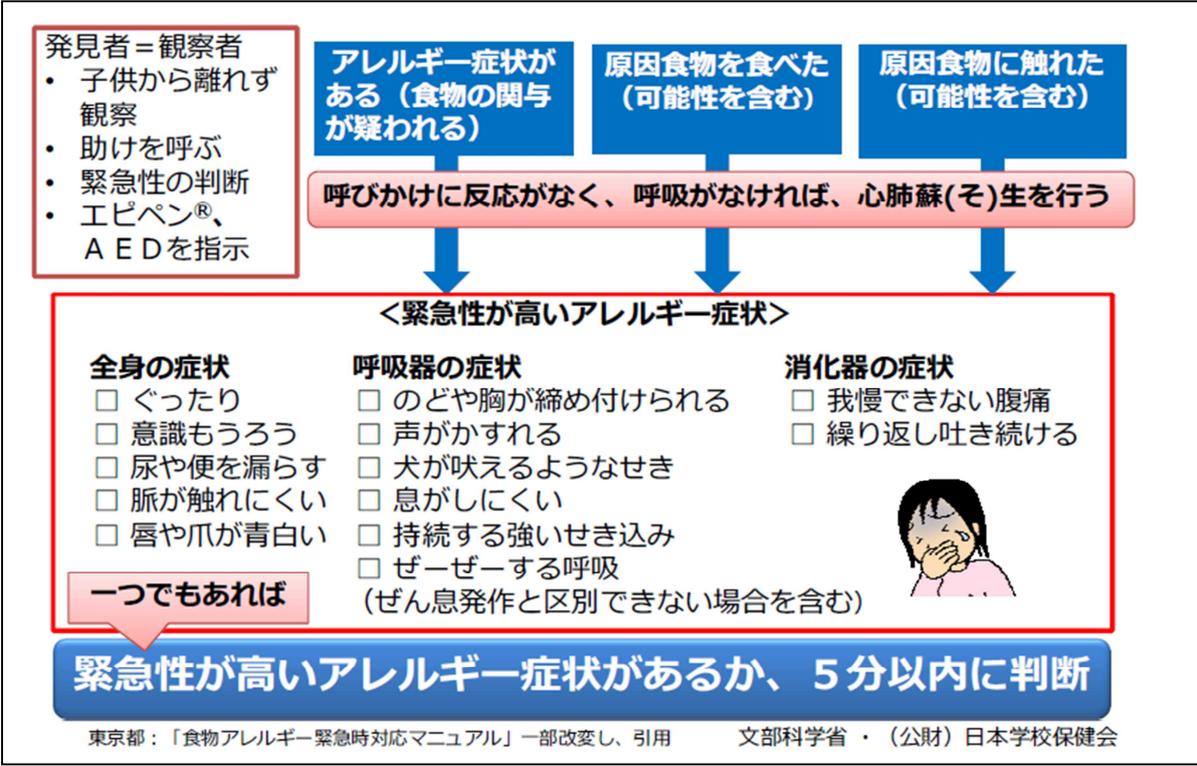
共通理解に関する事項

- 基本的な緊急時対応物品（AED、担架等）設置場所の確認
- 学校のアレルギー疾患対応方針について
- 児童生徒等の病態や発症時の対応について
- 緊急時の対応、緊急時のシミュレーション、教職員の役割の確認
- 学校生活における留意点について
- 給食の原因食物の除去対応等について
- 薬剤使用時の留意点について
- 緊急時連絡先、医療機関連絡先について

(2) 緊急時の対応

緊急時の対応

アレルギー疾患対応資料(DVD)映像資料及び
研修資料「緊急時の対応」(文部科学省)



エピペン®の使い方

アレルギー疾患対応資料(DVD)映像資料及び研修資料「緊急時の対応」(文部科学省)

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開けエピペン®を取り出す

② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを下に向け、利き手で持つ

“グー”で握る！

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップをはずす

④ 太ももの外側に注射する



太ももの外側に、エピペン®の先端(オレンジ色の部分)を軽くあて、“カチッ”と音がするまで強く押しあて、そのまま五つ数える
**注射した後すぐに抜かない！
押しつけたまま五つ数える！**

⑤ 確認する



エピペン®を太ももから離しオレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認する

伸びていない場合は「④に戻る」

オレンジ色のニードルカバーの先端は、注射針が出てくる場所です。絶対に指や手等で触れたり、押しつけないでください。

介助者がいる場合



介助者は、子供の太ももの付け根と膝を しっかり押さえ、動かないように固定する

服の上からも注射できますが、注射部位を触って、縫い目がないこと、ポケットの中に何もいないことを確認しましょう。

注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももを三等分したかつ真ん中(A)よりやや外側に注射する

あお向けの場合



座位の場合



エピペン Q&A

Q：「エピペン®」は学校で購入して備えておくことはできますか？

A：医師が患者個人に処方する薬です。処方を受けた個人が所持携帯し使用するものであるため学校等で購入することはできません。

また、学校で預かる場合には、医療用医薬品管理の預かり方針に基づいた管理と教職員の共通理解を図り、環境条件整備（保管場所）を行ってください。

エピペン Q&A

Q：教職員が「エピペン®」を使用してかまいませんか？

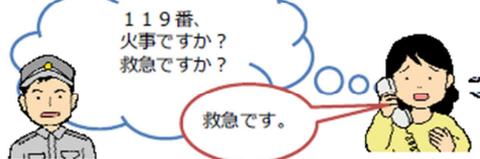
A：アナフィラキシーの進行は一般的に急速であり、「エピペン®」が手元にありながら症状によっては児童生徒が自己注射できない場合も考えられます。「エピペン®」の注射は法的には「医行為」にあたり、医師でない者（本人と家族以外の者である第三者）が「医行為」を反復継続する意図をもって行えば医師法（昭和23年法律第201号）第17条に違反することになります。しかし、アナフィラキシーの救命の現場に居合わせた教職員が、「エピペン®」を自ら注射できない状況にある児童生徒に代わって注射することは、反復継続する意図がないものと認められるため、医師法違反にならないと考えられます。また、医師法以外の刑事・民事の責任についても、人命救助の観点からやむをえず行った行為であると認められる場合には、関係法令の規定によりその責任が問われません。

※参照 「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について
(平成21年7月30日付け 21ス学健第3号)

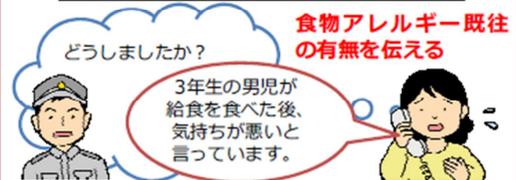


救急車（119）要請のポイント

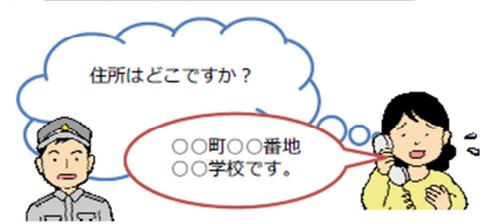
① 救急であることを伝える



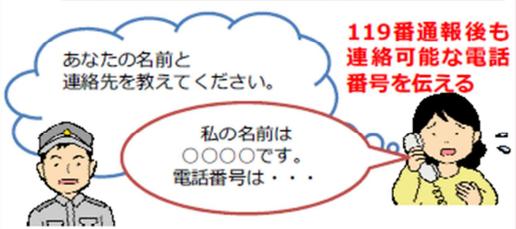
③ 「いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」を分かる範囲で伝える



② 救急車にきてほしい住所を伝える



④ 通報している人の氏名と連絡先を伝える



※ 救急隊から、その後の状態確認などのため、電話がかかってくることもある

- ・通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておく
- ・必要に応じて、救急隊が到着するまでの応急手当の方法を聞く

文部科学省・（公財）日本学校保健会

東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用

消防本部・消防署への情報提供について

エピペン®を処方されている児童生徒等が在籍している学校においては、保護者の同意を得たうえで、事前に地域の消防機関に対象児童生徒等の情報を提供するなど、日ごろから消防機関など地域の関係機関と連携すること。

※参照「自己注射が可能なエピネフリン（別名アドレナリン）製剤を交付されている児童生徒への対応について」（平成21年7月30日付け消防救第160号）

